

<職場内での回覧をお願いします>

## 生活習慣病予防健診

### 健診日が令和2年4月1日以降の場合

### 協会けんぽへの

### 申込書の提出が **不要** となります！

(注1)

令和2年4月1日以降の受診

協会けんぽに申込書を提出

協会けんぽ

健診機関への予約のみで、  
生活習慣病予防健診が  
受診できるようになります。

事業所

① 健診実施機関への申込み

加入者・事業主より健診予約

健診機関



加入者本人

② 健診受診

健診当日に保険証を確認



< 注 1 >

健診日が令和2年3月31日までの分につきましては、『生活習慣病予防健診申込書』の提出が必要となります。

お問い合わせ先：055-220-7754（保健グループ）

### ジェネリック通信 vol.4

### ジェネリック医薬品を積極的にご選択ください

ジェネリック医薬品使用割合： **全国41位 72.9%（前月比 +0.09%）**

※令和元年5月現在



# 高額な医療費がかかりそうなときは 限度額適用認定証

～積極的にご利用ください～

入院などで医療費が高額になることが見込まれるとき、協会けんぽが発行する「**限度額適用認定証**」を医療機関の窓口で提示することによって、窓口で支払う医療費の負担を軽減することができます。

## 限度額適用認定証発行までの流れ



## 新様式の申請書をご利用ください

協会けんぽでは、加入者の皆様に対する給付金を円滑にお支払いするため、各種申請書の様式を一部変更させていただきました。新様式のご利用をお願いします。

旧様式	⑤ 支払った額のうち、 保険診療分の金額(自己負担額)	円
新様式	⑤ 支払った額のうち、 保険診療分の金額(自己負担額)	円

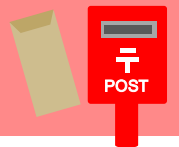
### ＜申請書の入手方法＞

- ① 協会けんぽホームページから印刷できます。
- ② 協会けんぽまでご連絡いただければ、郵送でお送りいたします。

お問い合わせ先：055-220-7752（業務グループ）

## 《令和元年度 被扶養者資格再確認》

『被扶養者状況リスト』等のご提出をお願いします



提出期限：令和元年11月20日（水）  
同封の返信用封筒でご提出ください

被扶養者資格の再確認に伴い、『被扶養者状況リスト』等を、事業所様あてに順次お送りしています。

お問い合わせ先：055-220-7752（業務グループ）